

学 則

仙台理容美容専門学校

令和6年度

仙台理容美容専門学校学則

第1章 総 則

【目 的】

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法並びに理容師法・美容師法に基づき、理容師・美容師として専門知識及び技能を修得させ、あわせて広く社会人としての教育を培い、以って有能な人材を養成し、社会・文化の発展と公衆衛生の向上に貢献できる心身共に健全な理容師・美容師を育成することを目的とする。

【開設者】

第2条 本校の開設者は次のとおりとする。
社会福祉法人 仙台市社会事業協会
仙台市青葉区葉山町8番1号

【名称及び所在地】

第3条 本校の名称及び所在地は次のとおりとする。
仙台理容美容専門学校
仙台市太白区富沢南2丁目18番1号

第2章 課程・修業年限・定員及び休校

【課程学科及び定員】

第4条 本校の課程・学科・修業年限及び定員は次のとおりとする。

	学科名	課程名	修業年限	入学定員	総定員	学級数
衛生課程	理容科	専門課程	2ヶ年	20人	40人	2
		美容修得者課程	1ヶ年	20人	20人	1
	美容科	専門課程	2ヶ年	155人	310人	8
		理容修得者課程	1ヶ年	10人	10人	1

※各学級の定数は1学級につき40名を基準とする。

【学 期】

第5条 本校の学期を1年時、2年時とも次のとおりとする。

学期	専門課程の理容科・美容科共
前期	自 4月 1日 至 9月 30日
後期	自 10月 1日 至 3月 31日

【休日】

第6条 本校の休日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 開校記念日 11月9日
- (4) 夏季休校 自 7月21日 至 8月20日
- (5) 冬季休校 自 12月25日 至 1月7日
- (6) 学期末休校 自 3月21日 至 4月8日
- (7) その他校長が特に必要と認める日
- (8) 前項にかかわらず校長は休日中であっても実習を課すことができる。

第3章 教育課程・授業時間及び教職員の組織

【教育課目及び単位数】

第7条 本校の教育課目及び単位数は別表1のとおりとする。

【授業時間】

第8条 本校の始業及び終業時間は次のとおりとし、1校時50分とする。

午前9時10分から午後3時55分まで。

総授業時間は、2年間で2010時間とする。

始業及び終業時刻については、教育上必要と認める場合に変更することがある。

【教職員の組織】

第9条 本校に次の職員をおく。

- (1) 校長 1名
 - (2) 副校長 1名
 - (3) 教頭 1名
 - (4) 事務長 1名
 - (5) 教務主任 1名以上
 - (6) 主任 3名以上
 - (7) 教員 12名以上
 - (8) 事務職員 1名以上
 - (9) 講師(非常勤) 10名以上
2. 校長は校務を統括し所属職員を監督する。副校長は校長を補佐し、校長に事故がある時、または不在の時はその職務を代理し、校長が欠けた時はその職務を行う。教頭は校長(副校長)を補佐し、教務主任は教頭を補佐する。
 3. 教員及び講師は担当教科の指導及び生徒の生活指導に当たる。
 4. 教職員は学校業務に必要な事務を主掌する。

第4章 入学・休学・退学・卒業及び賞罰

【入学資格】

第10条 本校の入学資格は次のとおりとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における12年間の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (5) 修学年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (6) 本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で18歳に達した者

【入学手続き】

第11条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

本校に入学しようとする者は、本校所定の入学願書等に必要事項を記載し、第24条に定める受験料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。

【入学者】

第12条 前条の手続きを終了した者に対して入学試験を行い試験に合格した者とする。

【入学許可】

第13条 本校に入学を許可された者は、許可のあった日から2週間以内に入学者誓約書兼保証書(様式第1号)とともに、第24条に定める入学金を添えて手続きをとらなければならない。

【休学・復学】

第14条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により3か月以上出席することができないときは、所定の届出用紙(様式第2号)にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。但し、疾病による場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2. 休学期間は1年以内とし、入学時から3年間(修得者課程の場合は2年間)で全課程を修了する見込みのある者とする。休学該当期の既修課程は単位として算入せず、復学後再履修することとする。
3. 休学期間は在学期間に算入されない。
4. 前項の者が復学しようとする場合は、所定の届出用紙(様式第3号)を提出し、校長の許可を受けなければならない。
5. 休学期間満了後もなお復学できない時は、校長は退学を命ずることがある。

【退学】

第15条 退学しようとする者は、本校所定の届出用紙(様式第4号)にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

【編入・転入】

第16条 本校への編入学(他の養成施設から)・転入学(同一の養成施設内)を希望する者がある場合、学習の進展が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。(本校所定の届出用紙(様式第5号)を提出)

2. 原則として、同一科のみの編入学・転入学とする。

【除 籍】

- 第17条 次の各号に該当する者は、除籍処分とする。
- (1) 授業料及び実習費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (2) 定められた在学期間を経過した者
 - (3) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

【学習評価】

- 第18条 学期末及び進級・卒業認定試験は、必修課目・選択必修課目とも100点満点とし、学科合格点60点以上、実技合格点70点以上とする。
合格点に達しない者については、追試験・再追試験を行う。

【卒業認定の基準】

- 第19条 学則第7条に定める教科課目を履修すること。
欠席が出席すべき教科課目の授業時間の1/3（実習を伴う教科課目にあつては1/5）を超える場合は、当該課目の履修を認めず、卒業はできない。ただし、1/3以内の場合は、理容師・美容師になるための十分な知識及び技術を身に付けさせるため、法定時数に満たない時間数の補習を行う。
2. 学則第18条に定める基準に達した者。
 3. 毎年2月中旬、校長及び卒業判定教員で構成する卒業判定会議において卒業を認定する。
 4. 修得者課程の卒業認定は、他方の資格養成施設の通常の教科課程を卒業していること。
尚、修得者課程の履修のみでは同課程の卒業認定は認めない。

【称号の授与】

- 第20条 本校所定の専門課程で修業年限2年以上の学科を修了した者で衛生専門課程の修了者には専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

【褒 賞】

- 第21条 成績優秀にして他の模範となる者は、これを褒賞することができる。

【懲 戒】

- 第22条 校長は、次の各号のいずれかに該当する行為をした者を懲戒に処する。
- (1) 法令及び学則等の本校の規則規定に違反する行為をした者
 - (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
 - (5) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
2. 懲戒の種類は、退学、停学、訓告とし、前項各号に規定する行為が重大である場合には退学とする。

【入学期】

- 第23条 入学は毎年4月1日とし、入学式の日時等はその都度決めて行う。

第5章 受験料・入学金・授業料及び実習費

【受験料・入学金・校舎維持費】

第24条 受験料、入学金及び校舎維持費は別表3のとおりとし、別に定める納期までに納入しなければならない。

第25条 入学手続きを完了している者が入学式の前に入学を辞退した場合は、納入した校舎維持費を返還する。

【授業料・実習費】

第26条 本校の授業料及び実習費は別表3のとおりとし、年3期に分け、4か月分まとめて、授業の出席の有無にかかわらず納入しなければならない。

【その他】

第27条 授業料及び実習費の納付を納期後4か月以上怠ったときは、出校停止を命ずることがある。

第28条 個人で使用する教材器具は、各々において準備する。

第6章 保証人

【保証人】

第29条 学生は、入学者誓約書兼保証書（様式第1号）により、入学時に自身の保証人を届け出るものとする。

2. 保証人となることができる者は、父母若しくは学生の3親等以内の親族である成年者、または独立して生計を営む成年者で、かつ日本国内に居住している者とする。

3. 学生は保証人を変更する場合は、速やかに本校へ届け出るものとする。

第30条 保証人は、学生の連帯保証人として、授業料、実習費、校舎維持費又は教材費の納付について連帯して保証するものとする。

2. 保証人は、保証人となっている学生の学籍異動に関すること並びに誓約書の遵守に関することについて、当該学生と連帯してその責に任ずる。

3. 保証人は、保証人となっている学生について、本規定に定めのない事項が生じた場合は、本校と協議の上対応するものとする。

第7章 付帯教育事業

第31条 本校に付帯教育事業として通信課程をおく。

【通信課程の学科及び修業年限・定員】

第32条 通信課程の学科・修業年限及び定員は次のとおりとする。

	学科名	課程名	修業年限	入学定員	総定員	学級数
衛生課程	理容科	専門課程	3ヶ年	30人	90人	4
		高等課程				
		美容修得者課程	1.5ヶ年			
	美容科	専門課程	3ヶ年	40人	120人	4
		高等課程				
		理容修得者課程	1.5ヶ年			

【通信養成を行う地域】

第33条 通信養成を行う地域は関東以北全域とする。

【通信課程の単位数】

第34条 通信課程の教科別面接指導を行う単位数は別表2-1のとおりとする。修得者課程においては別表2-3のとおりとする。

【通信課程の面接指導】

第35条 通信課程の面接指導は、別表2-2のとおりとする。

2. 理容科・美容科の同時授業を行う教科科目は別表2-1のとおりとする。但し、理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）・美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）に該当の場合とする。
3. 修得者課程の面接指導は別表2-3のとおりとする。

【入学資格】

第36条 通信課程の入学資格は次のとおりとする。

学校教育法第90条及び学校教育法第57条に規定する者。

2. 理(美)容師修得者課程については、理(美)容師免許取得者若しくは理(美)容師養成施設を卒業又は卒業見込みの者で、入所試験に合格した者。

【入学手続き】

第37条 通信課程の入学手続きは次のとおりとする。

通信課程に入学しようとする者は、本校所定の入学願書等に必要事項を記載し第44条に定める選考料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

【入学者】

第38条 前条の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、選考に合格した者とする。

【入学許可】

第39条 通信課程に入学を許可された者は、誓約書（様式第6号）とともに、所定の期日までに第47条に定める入学金を添えて入学手続きをとらなければならない。

【休学・復学】

- 第40条 休学又は復学しようとする者は、本校所定の届出用紙（様式第7号）にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
2. 休学は原則として入学時から5年間で全課程を修了する見込みのある者とする。
 3. 修得者課程の休学は原則として入学時から2.5年間で全課程を修了する見込みのある者とする。
 4. 前項の者が復学しようとする場合は、所定の届出用紙（様式第8号）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

【編入・転入】

- 第41条 編入又は転入しようとする者は、本校所定の届出用紙（様式第5号）にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。但し、同一の入学年次及び同一の入所時期内での編入又は転入とする。

【退学】

- 第42条 退学しようとする者は本校所定の届出用紙（様式第9号）にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

【卒業認定の基準】

- 第43条 所定の単位（日本理容美容教育センターの定める課題）を修得した者で、学則第35条に定める面接指導を修了すること。欠席が出席すべき教科課目の授業時間の1/3（実習を伴う教科課目にあつては1/5）を超える場合は、当該課目の履修を認めず、卒業はできない。ただし、1/3以内の場合は、理容師・美容師になるための十分な知識及び技術を身に付けさせるため、法定時数に満たない時間数の補習を行う。
2. 在籍期間は原則として入学時から5年間で全課程を修了する見込みのある者とする。
 3. 修得者課程の在籍期間は原則として入学時から2.5年間で全課程を修了する見込みのある者とする。
 4. 修得者課程の卒業認定は、他方の養成施設の教科課程を履修（卒業）していること。尚、修得者課程の履修のみでは同課程の卒業認定は認めない。

【褒賞】

- 第44条 成績優秀にして他の模範となる者はこれを褒賞することができる。

【懲戒】

- 第45条 次の場合は除籍（退学）処分とする。
学校教育法施行規則第26条に準ずる。
2. 3か月以上住所不明、連絡が取れない者
 3. 報告課題の提出につき、督促をもらった場合において、その督促の日から3か月以上の期間を経過しても回答のない者
 4. 授業料及び実習費を支払期日より3か月以上滞納した者
 5. その他、学業を継続する意思がないと認められる者

【入学期】

- 第46条 入学は毎年10月1日とし、入学式の日時等はその都度決めて行う。

【選考料・入学金・校舎維持費】

第47条 選考料、入学金及び校舎維持費は別表3のとおりとし、別に定める納期までに納入しなければならない。

第48条 入学手続きを完了している者が入学式の前に入学を辞退した場合は、納入した校舎維持費を返還する。

【授業料・実習費】

第49条 通信課程の授業料及び実習費は別表3のとおりとし、授業料は年2期に分け6か月分をまとめて納入しなければならない。実習費は年額とし、2回に分けて面接指導期に納入する。

2. 修得者課程の授業料及び実習費は1.5年で3期に分けて面接指導期に納入する。尚、他方の通常課程の履修が完了しない場合（卒業できない場合）であっても、それを理由に納入金の返還はできない。

【添削指導のための組織等】

第50条 教育相談窓口を設置し、随時質問・相談を受け付ける。

第51条 通信授業及び添削指導に係る事務の一部を社団法人日本理容美容教育センターに委託する。（委託業務の内容、教材の配本は別表4のとおりとする。）

第8章 雑 則

第52条 この学則の施行に関して必要な規定は、校長において之を定める。

【附 則】

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

但し、別表3のうち、中卒者補講料については、10期生から適用する。

2. この学則の施行に関して必要な規定は、校長において之を定める。

【附 則】

この学則は、平成12年2月21日から施行する。

【附 則】

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

【附 則】

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

但し、通信課程は02期生から適用する。

【附 則】

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

但し、通信課程は03期生から適用する。

【附 則】

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

但し、通信課程は09期生から適用する。（別表3については08期生より適用）

【附 則】

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

但し、通信課程は、平成23年10月1日から施行する。

【附 則】

この学則は、平成24年4月1日から施行する。
但し、通信課程は、平成24年10月1日（12期生）から施行する。

【附 則】

この学則は、平成25年4月1日から施行する。
但し、通信課程は、平成25年10月1日から施行する。

【附 則】

この学則は、平成26年10月1日から施行する。
但し、通信課程のみとする。

【附 則】

この学則は、平成27年10月1日から施行する。
但し、通信課程15期生から適用する。

【附 則】

この学則は、平成28年4月1日から施行する。
但し、別表1 選択科目については、第1学年生より適用する。

【附 則】

この学則は、平成30年4月1日（平成30年4月入学生より適用）から施行する。
ただし、通信課程は平成30年10月入学生から適用する。

【附 則】

この学則は、2019年10月入学生から適用する。

【附 則】

この学則は、2023年4月から適用する。

【附 則】

この学則は、2024年4月1日から適用する。